

「万葉の森DE焚火TOワインマルシェ」出店要項

「万葉の森DE焚火TOワインマルシェ」の出店に関する一切の事項は、この要項によるものとする。

1. 開催概要

名称:「万葉の森 DE焚火TOワインマルシェ」

日時:令和8年2月22日(日)午前11時～午後7時

会場:山梨市万力公園 万葉の森 せせらぎ広場(山梨市万力1828)

主催:山梨市観光協会、山梨市ワイン振興会(共催)

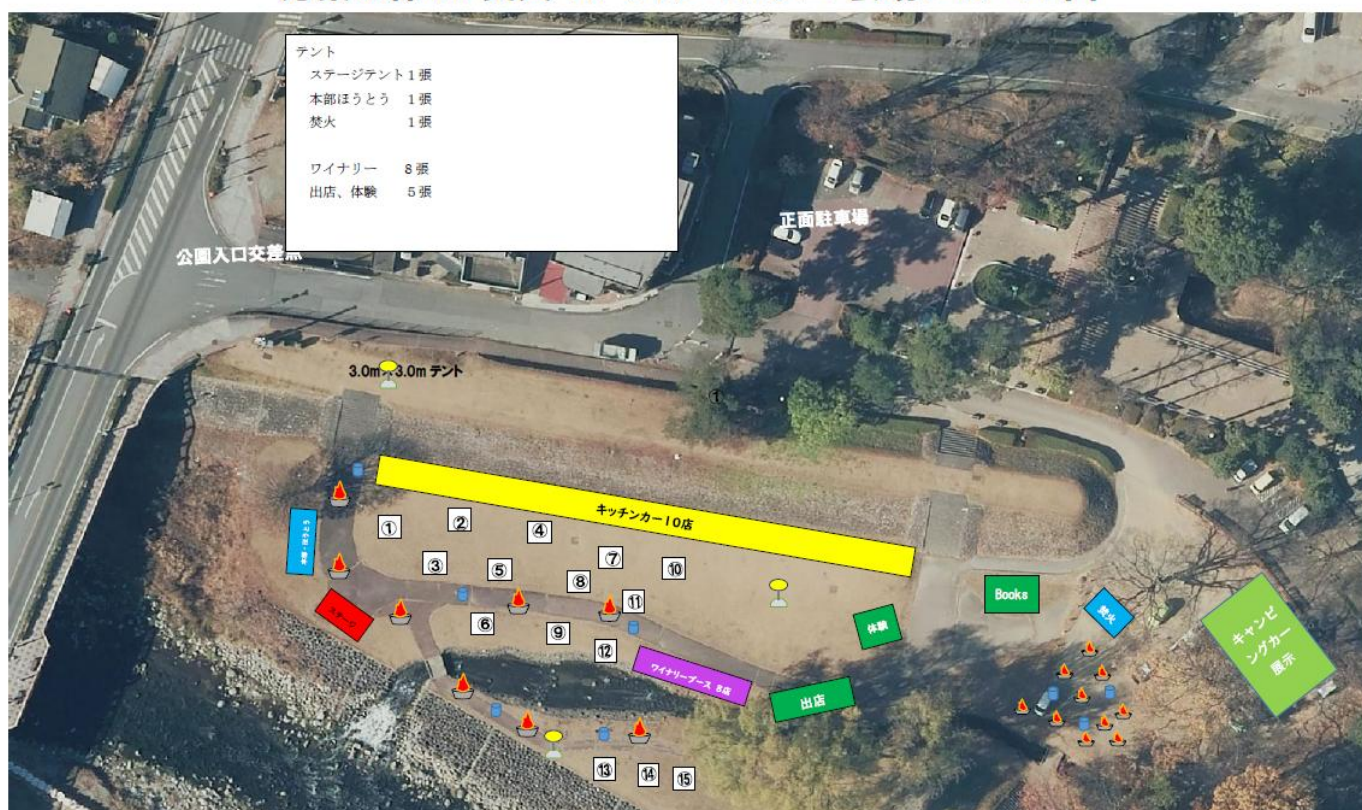
2. 開催場所

「万力公園 万葉の森」内のせせらぎ広場

3. 会場レイアウト

会場のレイアウトは以下のとおり

万葉の森 DE 焚火 TO ワインマルシェ 会場レイアウト図



※レイアウトは暫定版であり、最終的なレイアウトおよび会場内の出店位置は出店許可書の発行とともに出店者に対し通知する。

4. 遵守事項

出店業者は出店にあたりこの要項を遵守しなければならない。

山梨市観光協会(以下、「観光協会」という。)は、出店業者がこの要項に反する行為を行った場合、その業者

に対し営業を停止し、退去を命ずることができることとする。

なお、該当出店業者は、次回から観光協会に関するイベントへの出店は一切認めない。

5. 出店にかかる留意事項及び条件等

- (1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けていることとし、当日は営業許可証(原本)を掲示すること。
- (2) 公序良俗に反する出店は一切認めない。
- (3) 反社会的勢力等の関係者など、公序良俗に反すると思われる団体及び個人の出店は禁止する。
- (4) 指定された場所を他人に転貸し、または目的外に使用してはならない。
- (5) 指定された場所以外で営業してはならない。
- (6) 不正な価格で物品を販売してはならない。また全ての商品に販売価格を表示すること。
- (7) 店舗前が見やすい場所に必ず商号を表示すること。
- (8) 観光協会が交付する出店許可証を必ず見やすい場所に掲示すること。許可証なきものの営業は一切認めない。
- (9) 電気、ガスを使用する際は各自発電機やプロパンガスを準備すること。公園や事務局が管理する電気配線設備(発電機等)に許可なく接続してはならない。
- (10) 飲食物を取り扱う業者は、特に商品の品質管理、衛生管理を十分に行うとともに、保健所の許可が必要な業種については必ず保健所の許可を得ることとし、出店当日は保健所並びに衛生指導員の指示に従うこと。
万一食中毒等があった場合、山梨市観光協会は責任を負わない
(出店事業者が販売した商品等に対する一切の責任は出店者に帰属するものとする)
【管轄保健所】 峡東保健福祉事務所(山梨市下井尻126-1 東山梨合同庁舎1階) 電話0553-20-2750
- (11) 未成年者への酒(アルコール)類の販売及び、当日自動車を運転する者へのイベント時に飲酒を目的とした酒(アルコール)類の販売を禁止する。
- (12) 物販等の出店において、エアガンやレーザーポインター等、他者に危害を与えるおそれのあるもの及びパーティスプレー等会場を汚損するおそれのあるものについて、商品及び景品としての取り扱いを禁止する。
- (13) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。万が一出店者が損害を被った場合でも観光協会は一切責任を負わない。
- (14) 事前に申し込みしたもの以外の物品等を新たに取り扱う場合は、あらかじめ観光協会にその旨を届け出て、承認を得ること。
- (15) やむを得ずイベントの開催時間中に撤収する場合は、必ずその旨を観光協会に報告すること。
- (16) 出店業者は各自ゴミ袋等を持参・設置し、会場内を清潔に保つよう努めるものし、ゴミは各自で持ち帰り、会場に放置してはならない。
- (17) 火気を使用する者は、必ず消火器を備えつけること。
- (18) 来場者、その他とのトラブル等については、誠意をもって対応すること。
- (19) 感染症拡大防止対策をとる場合は、出店者の負担により行うこと。
- (20) 売上金はすべて出店者に帰するものとする。
- (21) 釣銭については、出店者自身で用意するものとする。
- (22) 金銭および商品の授受については徹底し、キャッシュレス決済についても同様のものとする。また、商品や釣銭の渡し忘れ等ないようにし、万が一トラブルが発生した場合は、当事者同士で解決すること。
- (23) その他この要項に定めのない事項については、観光協会の指示に従うこと。

8. 募集出店数

- (1) 移動販売車輛「キッチンカー」：10店
1区画当たり 2.5m×5m程度
- (2) テント販売：5店
1区画当たり 3m×3m

9. 申込方法及び申込先等

- (1) 「出店申込書」に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、下記に申し込むこと。
住所：山梨市小原西843 山梨市役所西館1F 山梨市観光協会事務局宛 電話0553-22-1111
- (2) 他人の商号または名義を借りて申し込むことはできない。
- (3) 出展場所決定後は原則としてその場所の変更はできない。

10. 申込受付期間

申込受付期間：11月26日(水)午前9時から12月12日(金)午後5時まで
※出店内容が重複する場合は、観光協会が出店の調整を行う場合がある。
※申込期日以降の原則キャンセルはできないものとする。
※出店者が募集件数を上回る場合は、出店内容を確認し観光協会にて抽選等を行い出店者を決定する。
なお、出店については原則として観光協会員を優先する。

11. 出店料

出店料は次のとおりとし、観光協会に指定された方法で支払うこと。

- (1) 山梨市観光協会員の場合：無料
- (2) 山梨市観光協会員でない者：5,000円

12. 営業時間

次の営業時間を厳守すること

○開店時間…午前11時 ○閉店時間…午後7時

13. 設営及び撤去

- (1) 設営は2月22日(土)午前9時30分からとし、午前10時30分までに設営を完了すること(厳守)
- (2) 来場者の安全を確保するため、会場内への車両による搬入・搬出については、開店時間(午前11時)以降は一切認めないものとする。
- (3) イベント終了後の撤去については、2月22日(日)午後8時までに完了すること。

14. 駐車場

- (1) イベント開催中の駐車に際しては、車両のフロントガラスに駐車証を掲示の上、必ず指定された場所に駐車すること。
- (2) 指定場所以外への駐車が悪質な場合、次回以降観光協会に係るイベントへの出店を認めない。

15. その他

- (1) 販売用テント、机1及びイス2を除く、その他必要な備品、燃料、電源、表示看板等は申請者が用意するものとする。
- (2) 出店料は、事務局からの指示に従い納入することとし、納入後の返還は行わない。
※出店料は2月21日(水)までに指定された方法で事務局に納入するものとする。
- (3) 既に払い込んだ出店料は、次の場合を除きいかなる理由があっても返納しない。
 - ① 災害等の発生により事務局がイベントを中止すると判断した場合(順延は含まない)。
 - ② 感染性の疾病の蔓延、または蔓延するおそれがあり、事務局がイベントを中止すると判断した場合(順延は含まない)。
- (5) 本イベントが中止されたことにより出店業者が被った損害については、山梨市観光協会は一切責任を負わない。

【お問い合わせ】

山梨市観光協会事務局 山梨市小原西843 山梨市役所西館1F観光課内
電話0553-22-1111